



～税務調査について～

税理士・行政書士・ファイナンシャルプランナー
村尾 法生



新型コロナウイルス感染症の影響で実施件数が減少していた税務調査ですが、コロナ収束をむかえ税務調査が気になるところです。税務調査は「強制調査」と「任意調査」の大きく2つに分かれており、通常、税務署が行う税務調査は、「任意調査」のうちの一般調査に該当します。

【強制調査】

国税局の监察部の监察官(マルサ)が令状によって、強制的に証拠物件や書類を押収するのが「強制調査」と言います。税務調査というとテレビや映画等で観る大々的に会社や自宅に乗り込んで行うこの強制調査をイメージされるかもしれません、これは相当多額で悪質な脱税が探知された場合などに行われます。

【任意調査】

税務署が行う調査は「任意調査」に該当します。任意調査とは、申告内容の確認をするために行われる調査で、基本的には事前に調査の対象になった事が納税者に伝えられ、調査の日程も都合に合わせて相談して決める事ができます。なお任意調査とは言っても、税務署職員には「質問検査権」があり、また納税者には調査を受ける義務(受忍義務・協力義務)があるため、正当な理由なく断ることはできません。正当な理由なく断った場合には所定の罰則が科せられることになるため間接強制といわれています。

◆特別調査◆

特別調査は、任意調査ではありますが実質は強制調査に近いと言われています。国税局の資料調査課(リヨウチョウ)が、多額の申告漏れがありそうな場合、調査の対象範囲が広域にわたる場合、調査案件が複雑な場合等に行われます。税務署においても準備調査の結果、多額の申告漏れがありそうな場合や事業規模が大きく実態把握が困難な場合には、特別調査班(トクチョウ)という調査チームによって、より細かく調査を行います。脱税の疑いが濃い場合などに行われるため、事前に連絡がなく調査実施される場合が多いです。

◆一般調査◆

1 机上調査

税務署内で提出された申告書等の内容を検討する調査。

2 実地調査

- a) 準備調査…税務署内で申告書等から調査ポイントを抽出。
- b) 外観調査…現地に出向き、外から状況を把握・確認する。
- c) 内偵調査…調査官が客のふりをして店舗など確認。
- d) 現況調査…現金商売の場合に事前通知なしで行われる調査。
- e) 臨場調査…調査対象者の会社や自宅で行われる通常の調査。通常は事前通知がある。
- f) 反面調査…調査対象者の取引先や金融機関に対して調査。

税務調査が入る場合、ほとんどのケースは税務署から事前通知がきて日程調整のうえ調査が行われます。事前通知があってから実地調査が行われるまでの書類整理などの事前準備と、実地調査当日の対応が税務調査のポイントになります。具体的な必要書類等の準備や、調査当日の対応について税理士に相談・打合せしてしっかり準備しておきましょう。

村尾法生税理士事務所(村尾法生行政書士事務所・合同会社村尾FP事務所)
〒604-8175 京都市中京区室町御池下ル円福寺町342-1 VOICE21ビル401号
TEL:075-708-5591 FAX:075-708-5592 E-mail:murao-kimio@tkcnf.or.jp